

令和7年度償却資産の申告について

草津町

町税につきまして、平素格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により令和7年1月1日（賦課期日）現在、草津町内に所在する償却資産について申告していただくことになっていきますので、必要事項を記載の上、申告期限までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

なお、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用し、電子申告をすることができます。

詳しくは、「eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）」をご覧ください。

申告期限 令和7年1月31日

申告の方法

○前年度（令和6年度）償却資産申告書を提出された方

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加した資産及び減少した資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳*1と整合させてください。

なお、増減のない場合でも備考欄に「前年中異動なし」と記載の上、申告してください。このとき、必ず固定資産台帳*1と整合させてください。

○今年度から新たに償却資産申告書を提出される方

令和7年1月1日現在所有する全資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳*1と整合させてください。

○廃業・解散・移転された方

廃業・解散・移転の場合でも、整理の都合上その旨を異動年月日と併せて備考欄へ記載して提出してください。

○提出書類

「償却資産申告書（個人番号又は法人番号を必ず記載してください）」、「種類別明細書」及び「固定資産台帳の写し*2」を提出してください。

*1… 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得年月日・取得価額・耐用年数等を網羅的に記載した法定帳簿（財務諸表）です。（作成方法については、国税庁ホームページ「（令和5年分の）帳簿の記帳のしかた（事業所得者用・不動産所得者用・農業所得者用）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r05.htm>）を参考にしてください。）その法定保存年限は7年です。

*2… 個人の場合は、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に添付する青色決算書（または収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄の写し（必ず年分・申告者名を補記すること。）でも可能。

法人の場合は、必ず、令和7年1月1日時点での固定資産台帳を整理（整備）の上、その写しを提出してください。

償却資産の範囲

申告していただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

- (1) 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産
- (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- (3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているもの
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの
- (6) 建物附帯設備（賃借人が賃借建物に施した附帯設備（建築設備・簡易間仕切り・店舗造作等））（P.6参照）

なお、次の資産は申告の必要はありません。

- 無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権等）
- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等
- 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの、もしくは取得価額が20万円未満の償却資産で法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する方法の対象とされるもの

実地調査について

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行う場合があります。その際は、帳簿書類・伝票等の確認または提出をお願いする他、現地で資産実物を確認（写真撮影等）させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

その他

(1) 正当な理由がなく申告しない場合、または虚偽の申告をした場合には、地方税法の規定により罰則規定が適用されることがあります。

(2) 該当がない場合でも、事業所把握のために必要となりますので、備考欄に「該当資産なし」と記載の上、申告書のみ（種類別明細書は不要）ご提出いただきますようお願いいたします。

評価及び固定資産税額について

(1) 評価

申告していただいた資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。これらの合計額が決定価格となり、それを課税標準額として課税されます。課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例による減額後の額が課税標準額となります。

以降、毎年計算を行い、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

(2) 税額について

- ・税率 1.4%
- ・税額 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計×税率
- ・免税点 150万円（償却資産）

課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書の提出は必要となります。

提出先	群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地(〒377-1792)
問い合わせ先	草津町役場 税務課
	電話 0279(88)7186

※記載例は裏面にあります。

令和7年度

記載例

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和7年1月22日

草津町長宛

所有者コード

10429

(申告期限は令和七年一月三十一日です。)

同封しました種類別明細書に
出力された左上段のコードを
記載してください。

償却資産申告書事務を委託している場合に限りです。

1住所 (ふりがな) 草津町大字草津28番地 (電話 0279-88-7186)	3個人番号又は法人番号 1234567890123	8短期耐用年数の承認 有(無)
2氏名 (ふりがな) 草津製機株式会社 代表取締役 草津太郎 (屋号)	4事業種目 (資本金等の額) 精密機械加工業 (10百万円)	9増加償却 有(無)
	5事業開始年 平成17年3月	10非課税資産の特例 有(無)
	6この申告に 応募する者の 氏名 総務課 草津二郎 (電話)	11課税標準の特例 有(無)
	7税理士等 の氏名 群馬太郎 (電話 〇〇-〇〇〇〇)	12特別償却又は圧縮記録 有(無)
		13税務会計上の償却方法 有(無)
		14青色申告 有(無)

資産の種類	取得価額	償却額	評価額	課税標準額
1構築物	前年までに取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	15市(区)町村内における事業所等 資産の所在地 ①草津町大字草津28番地 ② ③
2機械及び装置	前年までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	16借用資産 (有・無) 貸主の名称等 草津リース㈱
3船舶				17事業所家屋の所有区分 (有・無) 自己所有・借家
4航空機				18備考(添付書類等)
5車両及び運搬具				非課税や課税標準の特例に該当する場合は、適用条項を記入してください。 また、該当資産が無い場合、増減が無い場合は、その旨を記入してください。
6工具器具及び備品				
7合計				
資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額	
1構築物				
2機械及び装置				
3船舶				
4航空機				
5車両及び運搬具				
6工具器具及び備品				
7合計				

第二十六号様式 別表 (提出用)

令和7年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		2枚のうち		
※所有者コード										草津製機株式会社		1枚目		
10429														
行 番 号	資 産 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取得価額	耐用 年数	減価 残存率	価 額	※課税標準の特例	※課税標準額	増加 事由	摘 要
					年 号	年 月					率 コード			
01	6		パソコン	1	H	31.4	300,000	4					①・2 ③・4	
02														

●資産種類

第1種	構築物
第2種	機械及び装置
第3種	船舶
第4種	航空機
第5種	車両及び運搬具
第6種	工具・器具及び備品

◎減少資産があった場合には、同封しました種類別明細書の該当資産を赤線で消し、減少の事由を摘要欄に記入してください。

〈償却資産の例示〉

資産の種類	具 体 例
第1種 構築物	構内舗装、屋外駐車場舗装路面、煙突、貯水池、水槽、門、ネオン塔、塀、庭園、緑化設備、橋、軌道、岸壁、さん橋、その他土地に定着する土木設備等
第2種 機械及び装置	工作機械、電気機械、化学機械、建設機械(ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械)、印刷機械等、冷暖房用(ボイラー、燃焼装置、冷凍機械等)の附属設備、運搬設備(コンベア捲上機、起重機等)、太陽光発電設備、その他物品の製造・修理等に使用する機械及び装置等
第3種 船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(0、00、9、99、ナンバー)、その他の運搬車(自動車税、軽自動車税が課税されるものは該当しません。)
第6種 工具、器具、備品	測定工具、検査工具、机、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、パソコン、ファクシミリ、レジスター、テレビ、陳列ケース、ルームクーラー、放送設備、ネオン看板、医療用機械器具、理容・美容器具等

○ 申告書作成の流れについて

固定資産台帳（減価償却明細）から、固定資産税（償却資産）の課税対象ではない資産を除外し、申告対象資産を抽出する（注）。



固定資産台帳（減価償却明細）に記載されていない申告対象資産を抽出する。

※中小企業者等の少額資産の損金算入特例を適用している資産

※貸主となっている所有権移転外リース資産（平成20年4月以降契約分）



抽出した申告対象資産に必要な修正を加える。

※圧縮記帳を適用している資産については、適用前の取得価額に修正する。

※企業独自の耐用年数を設定している場合は、法定耐用年数等に修正する。

※耐用年数省令改正の対象となった資産について耐用年数を変更する。



申告対象資産を、単独所有分と共有分に分割し、共有分の資産については全持分を合計した取得金額を確認する。



単独所有分と共有分について、別々に申告書を作成し、資産所在地の市町村に提出する。

注）固定資産台帳からの対象資産の抽出

- ① 無形減価償却資産を除く。
- ② 美術品等（取得価額が1点100万円未満のものを除く。）を除く。
- ③ 自己の所有でない資産を除く。

<例>

- ・借主として資産計上している所有権移転外ファイナンスリース資産
- ・受益者として資産計上している信託資産

- ④ 申告提出先の市町村の区域外に所在する資産を除く。
- ⑤ 建物・建物附属設備の中から、固定資産税（家屋）の評価対象となる資産を除く。
「建物」として計上している資産中に固定資産税（償却資産）の対象となる資産が埋もれている場合は、ここで抽出する。
- ⑥ 大型特殊自動車以外の車両運搬具を除く。
- ⑦ 残った資産について、申告対象外の資産がないか確認する。

○ 業種別主な償却資産の例

各業種 共通のもの	駐車（輪）場設備・受変電設備・舗装路面・庭園・門・扉・外構・外灯・ネオンサイン・広告塔・中央監視装置・看板・簡易周仕切・応接セット・エアコン・パソコン・コピー機・テレビ・金庫・レジスター・消火器・陳列棚・陳列台・陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫・事務機器・福利厚生設備など
不動産貸付業	予備電源設備・機械式駐車設備・外構工事・門扉・フェンス・植込工事・外灯・上下水道管の埋設管など
喫茶店・飲食店	接客用家具・備品・厨房設備・カラオケセット・放送設備・室内装飾品・製麺機・日よけなど
理容業・美容業	理（美）容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・タオル蒸器・ドライヤー・パーマ器・サインポールなど
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ミシン・ビニール包装設備など
医院・ 歯科医院・ 薬局業	各種医療機器（ベッド・手術台・X線装置・心電計・電気血圧計・脳波測定器・CTスキャン・消毒殺菌用機器・歯科診療用ユニット・投影器・光学検査機器など）・薬品戸棚など
工場	動力配線・旋盤・ボール盤・プレス機・金型・洗浄給水設備・構内舗装・溶接機・貯水設備・各種工具など
パチンコ店・ ゲームセンター	パチンコ台・パチスロ台・ゲームマシン・両替機・玉貸機・屋外駐車場・島工事・POSシステム・広告塔など
印刷業	各種印刷機・活字盤鋳造機・裁断機など
建設業	大型特殊自動車・ポンプ・ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・クレーン・コンクリートカッター・ミキサー・各種工具など
ガソリン給油所	ガソリン計量器・リフト・充電器・コンプレッサー・照明設備・地下タンク・洗車機・構内装置・独立キャノピーなど
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・各種工具・リフト・事務機器など
食肉・鮮魚販売業	肉切断機・挽肉機・ポンプ・ショーケース・冷蔵設備など
金属製品 組立加工業	旋盤・ボール盤・定盤・フライス盤・プレス・カッター・研磨機・溶接機・クレーン・コンプレッサー・各種工具など
ホテル・旅館業	厨房設備・自家発電装置・放送設備・接客用備品など
農業	耕運機・ビニールハウス・梨棚・ネット・選果機・精米機・農機具など
漁業	漁船・漁網・ノリ漕き機・ノリ乾燥機など
カラオケボックス	カラオケセット・接客用家具・照明設備など

※ 美術品等の申告について

国税上、美術品等については時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることになりました。そのため減価償却資産として取り扱う美術品等については、償却資産として町へ申告をお願いいたします。

なお、1点100万円以上であっても価値減少が明らかなものについても申告の対象となりますので、ご注意ください。

○ 建築設備における一般的区分例

区 分	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電 気 設 備	受変電設備	設備一式（配線、配管を含む）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備（配線、配管を含む）	
	電力引き込み設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管を含む）	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線など）	左記以外の場合
	電灯照明設備	屋外の照明設備（照明器具、配線、配管）	屋内の照明設備（照明器具、配線、配管）
	電話設備	電話機、交換機などの装置	配線、配管
	L A N設備	設備一式	
	防犯設備	カメラ	通報装置、配線、配管
	インターホン設備		設備一式
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプなどの装置	配線、配管など
	テレビ設備	受像機（テレビ）	テレビ共聴設備一式（アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器、ケーブル、配管など）
衛 生 設 備	給水設備	屋外の給水設備、特定の生産又は業務用給水設備	屋内の給水設備（配管、高架水槽、バルブ、ポンプ、屋内受水タンク、ボールタップ、カランなど）
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産又は業務用排水設備	屋内の排水設備（配管、バルブ、ポンプなど）
	中央式給湯設備		一式（ボイラー、オイルタンク、ストレージタンク、温度調節弁、ポンプ、配管、バルブ、カランなど）
	局所式給湯設備	湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の本金、補助釜、元釜槽、補助釜槽	
	浄化槽設備	屋外浄化槽、配管	
	衛生器具設備		屋内器具設備（大便器、小便器、洗面化粧台、浴槽、ユニットバス、ユニットシャワー、キッチンユニットなど）
ガス設備		屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管、バルブ、ガスカランなど
空調設備	空調設備 換気設備 冷暖房設備	ルームエアコンディショナー	中央空調設備一式（冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク、ポンプ、配管、ダクト、バルブ、空調機、吹出口、吸込口、ダンパー、自動制御機器など） 個別空調設備一式（マルチシステム、パッケージシステム）換気扇、天井扇、ベンチレーター
防災設備	火災報知設備		設備一式（受信機、副受信機、感知器、配管、配線、P型手動発信器など）
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベなど	消火栓設備（消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓など）ドレンチャース設備、スプリンクラー設備、炭酸ガス消火設備、泡消火設備
運搬設備		気送子、搬送個（病院のカルテ運搬用）、工場などのベルトコンベアー、垂直連続搬送機	気送管設備、エレベーター設備、ダムウェーター設備、エスカレーター設備
清掃設備		移可動の清掃機器	窓ふき用ゴンドラ（構造上、家屋と一体となっているもの）
厨房設備		事業用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂など）	キッチンユニット
特殊設備		機械式駐車場設備、劇場照明設備、劇場スクリーン、金庫室内装、POSシステム、CDブース、独立焼却炉、太陽光発電設備（屋根建材一体型を除く）	劇場等の舞台、舞台転換用装置、幕、固定椅子、ルーバー、金庫扉、カウンター、風除けスクリーン、造り付け家具、（構造上、家屋と一体となっているもの）
その他		簡易間仕切、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受、夜間金庫、文字看板、袖看板、広告塔	シャッター

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

○ 家屋と償却資産の所有者が異なる場合の区分例

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ＩＴＶ)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事(特定の生産又は業務用設備)		◎		◎
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易周仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎